

地下埋設工事等指導要綱

地下埋設工事等指導要綱（昭和55年2月28日制定）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 掘削工事（第5条—第7条）

第3章 復旧工事（第8条—第17条）

第4章 雑則（第18条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、地下埋設工事等（道路を占用して行う地下埋設工事その他の道路の掘り返しを伴う工事をいう。以下同じ。）による道路の掘削及びその復旧の基準を定め、道路構造の保全を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要綱の規定は、市道その他の市が管理する道路に適用する。

（工事計画の調整）

第3条 道路管理者は、関係公益事業者（水道、下水道、ガス、電気、電気通信等の公益事業者をいう。以下同じ。）と緊密に連絡をとることにより、道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事等を施工させるよう努めるものとする。

2 道路管理者は、地下埋設工事等を計画的に行わせるため、毎年度、当該年度の開始前に当該年度に行う道路工事の計画を関係公益事業者に提示するものとする。

3 関係公益事業者は、毎年度、当該年度の開始前に当該年度に行う地下埋設工事等の計画を道路管理者に提出するものとする。

4 道路管理者は、前項に規定する計画に基づかない地下埋設工事等については、原則として許可を行わないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合において、道路管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 災害防止、事故復旧工事等、危険を防止するために必要がある場合

(2) 水道管、下水道管又はガス管の各戸供給管引込工事及び電力供給工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められる場合

(3) その他公共事業等のためやむを得ない場合

（許可の条件等）

第4条 道路管理者は、地下埋設工事等の許可をするに当たっては、原則として、当該工事等により掘削した道路について復旧後の道路の機能を掘削前と同等とさせるため、この要綱の

規定に基づき、必要な条件を付すことができる。

2 地下埋設工事等の許可を受け、当該工事を施工しようとする者は、道路の占用許可の申請を行うとともに、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおり別に書類を提出しなければならない。

(1) 地下埋設工事等に着手しようとするときは、速やかに、工事着工届（様式第1号）を道路管理者に提出すること。

(2) 地下埋設工事等のため、やむを得ず道路の通行を禁止し、又は制限する必要があるときは、当該道路の通行を禁止し、又は制限をしようとする日の1週間前までに道路交通規制届出書（様式第2号）を道路管理者に提出すること。

3 前項の規定にかかわらず、道路管理者が特に不要と認めたときは、前項各号に規定する書類の提出を省略することができる。

第2章 掘削工事

（掘削の制限）

第5条 新築又は改築により新たに舗装をされた道路においては、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間は掘削してはならない。

(1) アスファルト部分が表層及び基層からなるもの及びコンクリート舗装のもの 5年

(2) アスファルト部分が表層のみのも 3年

(3) その他簡易なもの 1年

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項ただし書に該当する場合において道路管理者が認めるときは、新たに舗装をされた道路の掘削をすることができる。

（掘削工事の施工方法）

第6条 掘削工事の施工方法は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 占有者（地下埋設工事等の施工のため道路の占用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）

は、道路占用許可申請書に添付した図書のとおり工事を施工すること。

(2) 占有物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

(3) 原則として、道路の片側は常に通行することができること。

(4) 路面の排水を妨げない措置を講ずること。

(5) 占有物件を更新する際には、元の占有物件を撤去すること。なお、撤去ができない場合は、事前に道路管理者と協議し、その承認を得なければならない。

(6) 占有者は、道路管理者が指示した場合は、交通保安施設及び道路復旧材料の準備について道路管理者の確認を受けるとともに掘削位置及び工法等について道路管理者の承認を受けけるものとし、その指示に従い工事に着手すること。

(7) 舗装の取り壊し工事に着手する範囲は、1日以内に復旧工事が完了する範囲とすること。

- (8) 工事現場には、柵や赤色灯などの工事用保安施設を設置し、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。
- (9) 降雪期間については、占有者が責任を持って地下埋設工事等の施工区間の除雪を行うこと。
- (10) 電線、水道管、下水道管若しくはガス管（以下「管路等」という。）が埋設されていると認められる場所又はその付近を掘削する場合は、次に掲げるところによること。ただし、保安上支障がない場合においては、この限りでない。
- ア 試掘等により当該管路等を確認した後に工事を実施すること。
- イ 埋設されている管路等の管理者と協議を行い、当該管路等の移設又は立合いその他の保安上必要な措置を講ずること。この場合において、当該地下埋設工事等を行う者は、道路占用許可申請書を提出する際にその回答書として地下埋設物占有者間協議書（様式第3号）を添付しなければならない。ただし、引き込み管等の軽易な工事の場合は回答書の添付を省略することができる。
- ウ ガス管の付近において、火気を使用しないこと。

（埋設の深さ及び位置）

第7条 管路等の埋設の深さについては、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、当該各号に定めのない管路等においては、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第11条の2から第11条の5までの規定によるものとする。

- (1) 電気及び電気通信事業並びに水道及びガス事業のため埋設する電線、水管又はガス管の頂部と路面との距離が、これらを設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートルとする。）を超えていること。
- (2) 下水道事業のため埋設する下水道管又は農業集落排水事業の排水管の頂部と路面との距離が、本線の下水道管にあつては当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が1.0メートルに満たない場合は、1.0メートルとする。）以下としないこと。なお、下水道管の本線以外（下水排除面積が20ヘクタール未満のもの及び大部分が開渠のものにあつては10ヘクタール未満のもの）及び農業集落排水事業の排水管の深さについては、道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートルとする。）を超えていること。
- (3) 管路等を埋設する道路が歩道であるときは、頂部と路面との距離が0.5メートルを超えていること。
- (4) 前3号に定める数値を確保できない場合については、事前に道路管理者と協議したうえで、防護措置（コンクリート全巻き等）を講ずること。

- (5) 管路等の埋設位置が、既設の道路構造物に影響を及ぼさない位置であること。なお、原則として、道路管理者が行う工事において当該管路等が施工の支障となり移転することとなった場合は、占有者の負担により占有物件を移設することとする。

第3章 復旧工事

(復旧工事の施工者)

第8条 地下埋設工事等に伴う掘削跡の復旧工事は、占有者の責務において行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、舗装体（表層、基層及び路盤）の復旧を道路管理者が受託することができる。

- (1) 当該工事による掘削が他の工事と競合又は隣接することにより、道路管理者が統一して復旧する必要がある場合
- (2) 復旧工事と併せて道路補修工事を施工する必要がある場合
- (3) その他道路管理者が特に必要と認めた場合

2 前項ただし書の規定により、道路管理者が占有者に代わって路面復旧工事を施工するときは、当該占有者がその費用を負担するものとする。この場合において、費用の額、支払方法その他費用に関することについては、協議により決定することとする。

(掘削の方法)

第9条 道路の掘削前の舗装の取り壊しは、カッター等を使用し粗雑にならないように施工するものとする。

- 2 道路の掘削をするときは、みぞ堀又はつぼ堀の方法によるものとし、えぐり堀の方法によらないものとする。
- 3 掘削範囲は、当日中に復旧工事が完了する範囲とし、掘削幅は、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 舗装部分の掘削幅は、最小限0.5メートルとし、それ以上の幅を必要とする場合は、0.05メートル単位で拡幅することができる。
 - (2) 歩道舗装部分の掘削幅は、最小限0.5メートルとし、それ以上の幅を必要とする場合は、0.05メートル単位で拡幅することができる。
 - (3) 平板舗装部分の掘削幅は、平板2枚を最小限とし、それ以上の幅を必要とする場合は、平板1枚単位で拡幅することができる。

(埋め戻しの方法及び検査)

第10条 埋め戻しの方法は、締め固め機械により、一層仕上がり厚を0.2メートル以下とし、各層ごとに締め固めなければならない。

2 埋め戻しの材料は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 埋め戻しの材料は、良質土を使用するものとし、別の材料を使用しようとする場合は道

路管理者に協議すること。

(2) 路面下1.2メートルから下の部分にあつては、道路管理者が認める場合は、当該箇所における掘削発生土を使用することができる。発生材料の基準は、CBRが8%以上であることとする。

(3) 路面下1.2メートルから上の部分に掘削発生土を使用する場合は、道路管理者に協議すること。

(4) やむを得ず狸掘りを行った箇所については、砂による水締めをしなければならない。

3 埋め戻し復旧は、占用物件の埋設後直ちに行い、原則として1日のうちに通行できる高さまで復旧することとする。ただし、当該工事の施工上の理由等により1日で復旧できない場合又は道路管理者が認める場合は、この限りでない。

4 埋め戻し復旧跡の路床検査については、別表第1に掲げるところによるものとする。

(路盤復旧の方法)

第11条 路盤については、上層、下層路盤とも締め固め機械を使用し、十分に締め固めるものとする。

2 路盤の復旧幅は、掘削幅とする。ただし、当該工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認める場合は、道路管理者の指示する範囲とする。

3 占用者は、路盤復旧を行ったときは、別表第1に定めるところにより検査しなければならない。

(仮舗装等)

第12条 表層の施工が即日できない場合は、仮舗装を施工しておくこと。ただし、道路管理者が認めた場合は、この限りでない。

2 占用者は、舗装体の本復旧工事を施工するまでの期間は、現場を巡回し、路盤の沈下その他不具合が生じた箇所がある場合は直ちに材料を補填する等適切な措置を行うこと。

(既設舗装版の取り壊し)

第13条 復旧工事における既設舗装の取り壊しに当たっては、ダイヤモンドカッター等を使用し、粗雑にならないように施工しなければならない。この場合において、カッター施工等による余切り部分には必ずブローンアスファルトの充填を行うこと。

(本復旧の範囲)

第14条 本復旧の範囲は、別図(本復旧の範囲にかかる基本指針)のとおりとする。

2 表層の影響範囲は、オープン掘削の場合は掘削底面から影響角度45度とし、土留め掘削の場合は路盤底面から影響角度45度とする。なお、掘削により舗装体が切断され路面荷重に耐えられないことにより、舗装破損の原因になると道路管理者が判断した場合または掘削範囲外においても、その工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が判断した場合は、道路管

理者の指示する範囲を復旧するものとする。

3 本復旧の範囲は、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める範囲とする。

(1) 幅員が4メートル以上の道路であって、掘削範囲が幅員の半幅を超える場合 当該道路の全幅

(2) 幅員が4メートル以上の道路であって、掘削範囲が幅員の半幅に満たない場合 当該道路の半幅

(3) 幅員が4メートル未満の道路 当該道路の全幅

4 前項の規定にかかわらず、アスファルト舗装歩道は、原則として全幅復旧とする。

5 影響線と絶縁線（センター打継を含む。）との幅が1.2メートル以下の場合、絶縁線まで施工するものとする。

6 同時期に行う近接する複数の横断方向の復旧について、4メートル未満の道路にあつては掘削線間の距離が5.0メートル未満、4メートル以上の道路にあつては掘削線間の距離が10.0メートル未満の場合は、当該掘削線間も連続して表層打替とする。

7 第5条の規定による掘削の制限期間内である箇所において引込管等を埋設する場合は、横断方向は全幅、縦断方向は掘削断面の影響線から前後2.5メートルずつ表層打替を施工すること。

（舗装工）

第15条 路面復旧の舗装構成及び使用材料は、別表第2から別表第4までに示すものとする。

2 舗装の検査については、別表第1に定めるところにより行うものとする。

（完成検査）

第16条 占有者は、舗装完了後速やかに占有者の責務において別表第1に定めるところにより完了検査を行い、工事完了届（様式第4号）を道路管理者に提出しなければならない。

（復旧工事完了後の処置）

第17条 占有者は、道路管理者の検査に合格した翌月から次に掲げる期間（以下「責任期間」という。）中は復旧箇所の維持修繕を行うものとする。

(1) 車道部分 24箇月

(2) 歩道部分 24箇月

第4章 雑則

（道路に与えた損傷等の処置）

第18条 地下埋設工事等及び仮舗装の期間中並びに地下埋設工事等の完了後において、当該地下埋設工事等の施工に起因して道路に与えた損傷又は第三者に与えた損害については、占有者が措置しなければならない。

（占有者が履行すべき事項の道路管理者代行措置）

第19条 占有者は、責任期間中に道路管理者が復旧箇所の修繕等を指示した場合には、その指示に従い、措置しなければならない。

2 占有者が前項に規定する道路管理者の指示に関する措置を行わない場合又は道路管理者が占有者の行った措置を不十分と認めた場合には、道路管理者が措置するものとし、その費用は占有者が負担するものとする。

(委任)

第20条 この要綱で規定するもののほか、地下埋設工事等の施行に関し必要な事項については、道路管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度に限り、改正後の地下埋設工事等指導要綱第14条の規定によりがたい場合は、改正前の地下埋設工事等指導要綱の相当規定によることができる。

3 この要綱の施行の際現に改正前の地下埋設工事等指導要綱の規定に基づき地下埋設工事等の許可を受けているものについては、なお従前の例による。

別表第1（第10条、第11条、第15条、第16条関係）

検査内容

試験・検査箇所	試験・検査項目	検査結果の提出
路床検査（第10条第4項関係）	<p>次の各号のいずれかの試験を行い、その結果が当該各号に定める値の範囲内である場合に合格とする。ただし、緊急工事でやむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 平板載荷試験 延長40メートルにつき1箇所の割合で行い、路床面$K30 \geq 4.5$ (kg/cm³) であること。</p> <p>(2) 現場密度試験 鳥取県土木工事施工管理ハンドブックの基準値であること。</p>	<p>(1) 完了届に検査結果を添付すること。ただし、道路管理者が不要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 緊急工事でやむを得ず試験を実施しない場合は、品質管理の確認できる資料を添付すること。</p>
上層・下層路盤検査（第11条第3項関係）	<p>現場密度試験を行うこと。ただし、下層路盤検査について、緊急工事でやむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>下層路盤の現場密度試験測定値については、最大乾燥密度89%以上とする。</p>	<p>(1) 完了届に検査結果表を添付し提出すること。ただし、道路管理者が認めた場合は不要とする。</p> <p>(2) 緊急工事でやむを得ず下層路盤検査を実施しない場合は、品質管理の確認できる資料を添付すること。</p>
表層・基層検査（第15条関係）	<p>密度試験を行うこと。ただし、引込管工事の試験は不要とし、緊急工事については、10箇所につき1箇所以上試験を実施すること。</p>	<p>(1) 完了届に検査結果表を添付し提出すること。ただし、道路管理者が認めた場合は不要とする。</p> <p>(2) 引込管工事については、品質管理の確認できる資料を添付すること。</p>
完成検査（第16条関係）	<p>各占有者により完了検査を行うこと。</p>	<p>完了届に検査結果表及び次の資料を添付して提出すること。</p> <p>(1) 品質管理記録票</p> <p>(2) 施工管理記録票</p> <p>(3) 施工写真</p>

※検査基準については、鳥取県土木工事施工管理ハンドブックの仕様によることとする。

別表第2（第15条関係）

舗装構成

1 車道舗装

舗装構成	幅員	4 m未満	4 m以上	
			表層1層施工	表層2層施工
表層（密粒AS） 基層（粗粒AS） ※再生合材使用可能		5 c m	5 c m	1 0 c m
上層路盤（4 m未満） M-30		1 0 c m		
上層路盤（4 m以上） M-40			1 5 c m	1 5 c m
下層路盤（4 m未満） C-30※再生材使用可能		1 0 c m		
下層路盤（4 m以上） C-40※再生材使用可能			1 5 c m	1 5 c m

2 歩道舗装

表層 密粒AS（再生合材使用可能）	3 c m
路盤 C-30	1 0 c m

備考

- (1) 路盤構成は、在来の寸法を下回らないものとする。
- (2) 表層工（基層を含む。）は、オーバーレイにより嵩上げされた場合を除き在来の施工厚以上を確保すること。
- (3) 上記に記載する材料以外を使用する場合は、道路管理者に協議すること。
- (4) 車両通行可能な側溝部分は、道路幅員に含める。
- (5) 掘削後、現況の舗装構成が占用申請と大きく異なる場合は、事前に道路管理者と協議をし、現況の舗装構成とする。
- (6) コンクリート舗装については、道路管理者に協議すること。

別表第3（第15条関係）

インターロッキング舗装における車道部（歩道部における車荷重のある部分を含む。）の復旧方法について

表層（インターロッキング）	8 c m
※モルタル（1：3）	3 c m
上層路盤（浸水による強度の低下を来たさないもの）	
※ア 瀝青安定処理（加熱、安定度350kgf以上）	5 c m
※イ セメント安定処理（曲げ強度 45kgf以上）	8 c m
（ア又はイのどちらかで施工）	
下層路盤C-40（再生材使用可能）	15 c m

別表第4（第15条関係）

歩道切り下げ部における舗装復旧方法

アスファルト舗装 （一般住宅）	表層	密粒AS（再生合材使用可能）	5 c m
	上層路盤	M-30	10 c m
	下層路盤	C-30（※再生材使用可能）	10 c m
アスファルト舗装 （アパート・商業 工業施設等）	表層	密粒AS（再生合材使用可能）	5 c m
	上層路盤	M-40（※再生材使用可能）	15 c m
	下層路盤	C-40（※再生材使用可能）	15 c m
インターロッキン グ舗装	表層	インターロッキング	8 c m
		※モルタル（1：3）	3 c m
	上層路盤（ア 又はイのどち らかで施工）	ア 瀝青安定処理（加熱、安定度350）	5 c m
		イ コンクリート 曲げ強度45kgf	8 c m
	下層路盤	C-40（※再生材使用可能）	15 c m
平板ブロック舗装	表層	平板ブロック（発生材）	6 c m
	上層路盤	コンクリート曲げ強度45kgf	10 c m
	下層路盤	C-40（※再生材使用可能）	15 c m

工事着工届

年 月 日

鳥取市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
連絡先

次のとおり工事を着工するので届け出ます。

許可番号	
許可年月日	年 月 日
許可工事名	
着工年月日	年 月 日
工事場所	
施工者名 連絡先	
備考	

備考

- (1) 位置図を添付してください。
- (2) この届出書は、着工年月日の3日前までに道路管理者へ提出してください。
- (3) 届出者が氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。

道路交通規制届出書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先
印

このことについて、下記のとおり道路工事・作業をしたいので通行規制を届出します。

記

道路の種類	市道 法定外道路	路線名	
占用許可番号	受都道第 号 (許可・承認を受けている場合のみ記入)		
場所又は区間	鳥取市		
規制期間	年 月 日から 年 月 日		
規制の理由			
交通規制	作業時 全面・片側 通行止め (緊急車両を除く。)、幅員減少 (午前・後 : ~午前・後 :)		
迂回道路		工事用資材 の配置状況	
通行順序		保安施設の 配置状況	
工事用機械 器具置場		道路標識の設置	
工事等の種類		施工方法	
その他必要な書類			
添付図面	位置図、付近見取図、保安施設図、 (※占用許可工事の場合は、変更があった場合) 区长同意書 (全面通行止めのときのみ) その他 ()		
連絡先及び 現場責任者			
備考			

地下埋設物占有者間協議書

No. _____

年 月 日

様

申込者

下記の工事を施工しますので、地下埋設物への位置・影響等を検討のうえ現地立会及び保護対策等の必要があれば、指示並びに確認願います。

記

工事名			
工事場所			
	鳥取市	地内	
設計担当者	(TEL)		
	(FAX)		
発注先			
現場責任者			
工期			
<p>〔確認事項〕</p> <p>1 支障ありません。</p> <p>2 当該地には地下埋設物を埋設しています。</p> <p>工事施工時には現地立会しますので、事前（3日前）に連絡願います。</p> <p>3 その他（指示事項）</p>			
年 月 日			
確認者氏名		立会依頼先氏名	
(TEL)	()	(TEL)	()
(FAX)	()	(FAX)	()

工事完了届

年 月 日

鳥取市長 様

年 月 日

届出者 住 所
氏 名 印
連絡先

次のとおり工事を完了したので下記の写真を添付して届け出ます。

許可番号	
許可年月日	年 月 日
許可工事名	
着工・完了年月日	着工： 年 月 日から 完了： 年 月 日
工事場所	
検査結果表及び工事写真	
施工者名連絡先	
備考	

備考

- (1) 位置図を添付してください。
- (2) 届出者が氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。